指摘事項等	投稿日	令和元年１０月４日
件名	プレミアム付商品券について	
本文	購入申し込み時に利用できる店が分からなかったので、自分が普段利用する店が対象になっているか不安だった。問い合わせしたところ利用できそうだったので申し込んだ。 最初に利用できる店を教えてもらいたい。	
回　答	回答日	令和元年１０月９日
担当部署	福祉保健部　福祉保健総室　総務課	
本文	プレミアム付商品券が使用できる店舗につきまして、購入引換券交付申請の際にお知らせできたら良かったのですが、使用可能店舗の参加申込を7月1日から24日まで受付けており、また、約400店舗の情報を購入引換券交付申請書と同封することや、広報誌へ掲載することが出来ませんでした。大変申し訳ございません。 商品券をご購入いただくためには、購入引換券が必要となりますので、購入引換券の申請をしていただき、実際に商品券を購入されるかどうかは、使用可能店舗の状況等を判断し、購入引換券がお手元に届いてからでもご検討いただけますので、まずは、申請されることが重要と考え、販売、使用開始までに少しでも早く対象と思われる方へ申請書を送付いたしました。 また、購入引換券交付申請書と一緒に送付させていただきましたお知らせにも記載しましたとおり、9月のはじめには店舗の一覧を甲府市ホームページへ掲載させていただきましたが、ホームページが見られない方からの電話や窓口等でのお問合せについては個別に対応してまいりました。 使用できるお店には、「ポスター」、「ステッカー」、「のぼり旗」が掲示されますので、目印にしていただけます。 いただいたご意見を参考とさせていただき、今後は、市民の皆様の利便性を考慮した対応をしていきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	